

新型コロナウイルス感染症拡大防止マニュアル

1. 基本事項

- ① 本学構内入構者（学外者を含む）に対しては、構内滞在時にマスクの着用を義務付けます（食事や運動等でマスクを着用できない場合を除く）。
- ② 学外者に対しては、不要不急のキャンパス入構を控えるよう協力を求め、発熱や咳等の症状がある場合や体調がすぐれない場合には、入構を禁止します。
- ③ キャンパス入構者には、次のいずれかの対応を求めます。
 - ・京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」のインストール
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストール
- ④ 感染リスクが高まる『5つの場面』に留意しながら「新しい生活様式」の積極的な実践と自身の健康管理を徹底し、身体的距離を確保する、食事の際に会話を控える等、各自においても感染予防のための取組を求めます。
- ⑤ 基礎疾患や持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生及び教職員に対しては、出校を強要せず配慮します。
- ⑥ 外国人留学生や研究者の受入れ、外国への留学や出張においては、「外務省海外安全ホームページ」等、政府等が発信する最新情報を把握し、実施の適否を判断します。また、日本への帰国・入国においては、政府によるいわゆる水際対策に沿って適切に対応します。いずれも本学があらかじめ定める「海外における事故等緊急事態対応マニュアル」に定める「学生・教職員の派遣前または派遣中の危機対応」の対応方針にもとづき、判断します。
- ⑦ 各施設の入口に消毒液を配置しますので、入館時には各自で手や指の消毒を行ってください。また、授業時間の前後等での消毒液による消毒も推奨します。
- ⑧ 各部屋の利用者は、扉の開放に努めてください。扉の開放が利用用途に支障をきたす場合は、一定の時間間隔で扉を開放して換気を行ってください。
- ⑨ 各部屋の利用者は、窓を常時又は一定の時間間隔で開放して換気を行ってください。天気や利用用途により常時窓の開放が困難な場合は、可能な程度での窓の開放や換気装置の作動により、換気量の確保に努めてください。
- ⑩ 学生はエレベーターの利用を控え、体の不自由な方や妊娠している方等の優先利用に協力を求めます。
- ⑪ 学生及び教職員に対して、大学内外を問わず、国から示された、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を遵守するよう求めます。

2. 授業運営及び成績評価について

（基本事項）

- ① 令和3年度の授業形態は対面授業を原則としますが、令和2年度のノウハウを活かし、必要に応じてオンライン授業が実施できる体制を維持します。
- ② 対面授業はコロナ対策用の教室定員（又は試験定員）以内の人数で実施します。
- ③ 講義科目のうち、例年受講者が80名を超える授業については、教育効果を担保したうえで、オンデマンド型授業として開講することを原則とします。
- ④ オンライン授業は全開講数の3割を上限として実施します。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染状況により、大学が対面授業の中断（または中止）を判断した場合は、その時点よりすべての授業をオンライン授業に切り替えることとします。
- ⑥ 令和2年度蓄積したオンライン授業のノウハウを令和3年度も活用・継承するため、授業形態に関わらず、必要な授業情報は京女ポータル（LMS）等を通じてオンラインにより学生に提供します。
- ⑦ すべての授業担当教員及び受講生（非正規学生を含む）がLMS、Office365及びZoomを使用できるようにライセンス契約を継続します。
- ⑧ その他、授業に係わる留意事項等については、別途お知らせします。

（出欠の取扱い・評価について）

- ① さまざまな理由（登校不安、体調不良、公欠、忌引等を含む）により登校できなかった（又は遠隔授業に参加できなかった）学生に対して、一律に欠席扱いとして成績評価に反映させるのではなく、当該授業回の内容理解を深める学修活動（レジュメの提供等）を促す等配慮を行ったうえで、適切に成績評価を行います。
- ② 気象警報や公共交通機関の運休等により登校が困難と学長が判断した場合、教室における対面授業を中止し、

オンライン授業（形態は任意）にて授業回数を確保します。

- ③ 定期試験期間は設定しません。授業期間中に定期的に試験やレポートを課す等により、適切に授業の理解度を確認し、成績評価を行うこととします。

3. 課外活動について

課外活動等については、学生が、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で活動を認めます。活動にあたっては、万一の場合の状況把握ができるよう、各団体が検温、活動時間、参加者、活動内容等を記録することを義務付けます。

- ① 所定の「事前活動届出書」に参加者名簿・活動内容・活動時間等を記載し学生生活センターに提出すること。
- ② 課外活動ごとの感染拡大防止の責任者は各クラブ・サークル等の顧問とします。
- ③ 部員各自は日常的な健康管理（観察）に努めることとし、発熱・倦怠感・咳・咽頭痛など体調不良者及び海外帰国者（帰国後2週間以内）の課外活動への参加は認めません。
- ④ 活動にあたっては、マスクを必ず着用（運動中を除く）し、3密の回避・換気・手洗い・消毒などの感染防止対策及びソーシャルディスタンスの確保に努めること。
- ⑤ 宿泊を伴う遠征・合宿は当面禁止します。
- ⑥ 大会・コンテスト等学外で実施する通常活動以外のイベントへの参加は、大会主催者や競技団体のガイドラインを厳守することを条件に許可します。
- ⑦ 飲食を伴う関係行事は禁止します。
- ⑧ その他、学生行事等に関わる留意事項等は、別途お知らせします。

4. 学寮について

「学寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン〈京女モデル〉」に基づき、新型コロナウイルス感染症対策として、学寮に関わる全ての方々の生命を守ることを目的とし、感染が発生しないよう万全を期することとします。感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「免疫力を高めること」であることを踏まえた取組みを行います。

令和3年4月より学寮の一部を1室2名として運用するにあたり、当該寮生室に仕切りカーテンと空気清浄機を設置する等感染拡大予防措置を講じます。

また、学寮内の共用部分に空気触媒（抗ウイルス・抗菌剤）の塗布工事を実施します。

5. 学内施設利用について

(1) 図書館の利用

図書館の利用については、状況に応じて種々の制限を適宜、設定あるいは解除します。

詳細は、図書館ホームページを確認ください。

URL：<http://www3.kyoto-wu.ac.jp/library/>

(2) 食堂・購買等の利用

利用者間の密度が高く、対話が発生しやすい特性を踏まえ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、以下の感染拡大予防の取り組みを講じます。

- ① 混雑時は入場制限を実施します。
- ② 入退出時に列ができる場合は、人と人との十分な間隔を確保します。
- ③ 食堂利用の際は必ず手洗い又は消毒を行い、座席は間隔を十分に空けます。
- ④ 従業員と利用者の間は、ビニールシート等により遮蔽します。
- ⑤ 券売機に並ぶ場合は、フロアマーカ等により間隔を空けます。
- ⑥ 利用者には大声での会話は控え、マスクの着用と食事等が終了次第速やかに退席するなど滞留時間を短くするよう周知します。
- ⑦ 従業員や出入り業者においても発熱や感冒症状がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底し

ます。

- ⑧ 学生食堂において懇親会・パーティー等は、原則行わないこととします。
- ⑨ 指定された教室等での飲食を可とします。詳細については別途お知らせします。

6. イベント・セミナー等の開催について

本学主催については、適切な感染拡大防止策が実施されていることを前提に、屋内においては収容定員の5割以内の参加人数、屋外であれば、人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）し得る程度の参加人数を目安として開催の可否を大学で判断します。また、学外者主催のイベント等開催にかかる施設貸与の可否についても、同様に大学で判断します。

なお、公開講座の開催については、別に定めます。

7. 学内施設・設備の消毒・換気及び利用上の留意点

- ① 共用エリア、講義室、演習室、図書館、コンピュータ教室、食堂、トイレ等は、担当者が最低一日一回、ドアノブ・什器等の消毒を実施します。また、消毒後は可能な限り扉・窓を開放し換気を行います。
- ② コンピュータ教室等は、担当者において利用者が利用したPC等の消毒を実施します。
- ③ 研究室、共同研究室、図書館、実験室、実習室、図工棟、音楽棟等の各室を利用した場合は、各教員、授業担当者又は各学部・研究科事務室において、ドアノブ・室内の必要な場所、実験機器等の消毒を実施します。
- ④ 各教員、実験・実習担当者は換気装置を作動させ、十分な換気量を確保します。
- ⑤ トイレのブースがすべて使用中の場合は、トイレの外で順番を待つこととします。
- ⑥ トイレ使用後は便器の蓋を閉めてから洗浄することとします。
- ⑦ 適切な距離を確保するため、食堂の椅子等の什器は削減します。
- ⑧ 学内施設・設備の利用については、上記の他、管理部署が個別に定める指示に従うこととします。

8. 公務出張について

府県をまたぐ不要不急の出張は原則禁止とします。オンライン等で代替可能な事案については、可能な限りオンライン等で対応します。

学生引率及び研究活動に伴う出張についても同様としますが、出張先の警戒基準等を確認の上、出張の可否について判断し、必要に応じて感染防止対策を最大限に講じた上で行うことを原則とします。在外研究員の派遣については、中止になることも考慮に入れ、全体の教育計画を踏まえて計画するものとします。

9. 学内で感染者が発生した場合

- ① 学生又は教職員の感染が判明した場合は、当該感染者の症状の有無、学校内における活動の様態、対面授業への出欠状況、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、関係諸機関と調整を行い必要な対応を検討します。
- ② 感染した場合、感染が疑われる場合、また感染者と濃厚接触した場合、濃厚接触が疑われる場合の対応は、別に定める「大学における新型コロナウイルス感染症の取扱い」の通りとします。
- ③ 感染者にかかる情報については、別に定める基準により公表の可否について検討するものとします。

10. 対象期間

本マニュアルは、令和3年度4月1日から令和3年9月末日までを対象としますが、今後の感染拡大状況や政府及び京都府等の政策等により、その都度、学長の下で適宜改訂を検討するものとします。

以上